

「地方財政の動向」

「第三の道」としての「地域主権改革」



東京大学名誉教授 神野 直彦

幸福の「青い鳥」を求めて、森の中を徜徉していると、濃霧が立ち込め、気がついてみれば、迷路に迷い込んでいた。「地域主権改革」もこうした事態に陥りかねないことが、危惧される。

民主党政権は公共事業中心で成長を目指した「第一の道」でも、行き過ぎた市場主義に基づいたリストラ中心の「第二の道」でもない「第三の道」を目指すと、高らかに謳い上げた。こうした「第三の道」を着実に歩むために、“地域主権改革”が「一丁目一番地」と位置付けられたはずである。ところが、「地域主権改革」が迷宮へと迷い込み、気がついてみると、「第三の道」を直走^{ひた}っていたつもりが、「第二の道」を疾走していたという事態になりかねない状況にある。

このような危殆に瀕した時には、もう一度、地図を広げ、現在地と目的地を確認する作業をする必要がある。つまり、何を求めて「地域主権改革」を進めようとしたのかを問い、目的地を間違えることなく、改革を前進させていく必要がある。

「第一の道」も「第二の道」も「成長優先」の道である。「第一の道」は全国的な交通網や全国的なエネルギー網を整備することによって、経済成長を目指した道である。「第二の道」は規制緩和や民営化によって、「小さな政府」を実現することで、経済成長を目指す道である。

「第一の道」も「第二の道」も「成長優先」の道なのに対して、「第三の道」は「生活が第一」の道、つまり「生活重視」の道であるは

ずである。しかも、こうした「第三の道」は「地域主権改革」ないしは「地方分権改革」の道にほかならないことを忘れてはならない。

日本国民が分権の道を歩まなければならないと決意したのは、1993年（平成5年）に衆議院で6月3日、参議院で6月4日に表明された「地方分権の推進に関する決議」に見い出すことができる。この国会決議では、地方分権を推進する目的が、「国民が期待するゆとりと豊かさを実感できる社会」を実現することだと闡明^{せんめい}している。

国会決議の翌年には、地方団体が「地方分権の推進に関する意見書」を具申している。この地方六団体の意見書では、「経済成長が所得水準の向上をもたらしたものの、多くの国民は、それを実感できず、真の豊かさを求めようとしている。このため、成長優先の政策から生活重視の政策への転換が行われつつある。生活重視となれば、生活に身近な地方公共団体の果たす役割への期待が高まるのは当然であろう」と、地方分権を推進する一意義を説いている。

今から20年にも及ぼうとする過去に遡って、日本国民が地方分権を推進しようとしていた目的を考察すれば、それは「成長優先」から「生活重視」へと政策課題を転換して、「ゆとりと豊かさの実感できる社会」を実現することだと理解できる。「成長優先」から「生活重視」へと政策課題を転換しようとするれば、地方分権を推進せざるをえないと認識されたのである。

ところが、この20年に及ぶ歲月には、新自

由主義に基づく「成長優先」の政策が大手を振って闊歩した。その象徴は、いうまでもなく小泉政権の経済政策である。

小泉政権の経済政策によって、確かに「いざなぎ越え」の経済成長は実現する。しかし、その間に賃金は減少し続け、生活が苦しくなった国民は増加していったのである。

経済成長の背面では格差と貧困が溢れ出て、この経済成長が国民生活の犠牲の上に成立した、「悲惨の代償」にほかならないことが明白となっている。「第二の道」を直走った「失われた20年」の結果として、日本国民は、現在の奈落の苦しみを味わっているのである。

民主党政策が「第二の道」と決別し、「生活が第一」の「第三の道」を歩むという宣言に、奈落の苦しみに喘ぐ日本国民は、光明を見だし、拍手をもって期待した。しかし、「第三の道」ではなく、「第二の道」へと迷い込むような状況にある。

「第二の道」へ迷い込むのは、新自由主義を吹く笛の音に踊らされてしまうからである。「第二の道」を走り抜けたことで、日本国民は「ミダスの呪い」に取り憑かれた。黄金の貨幣を初めて創ったといわれるミダス島の王の望みは、手に触れるもののすべてが黄金に変わることであった。しかし、その望みが叶えられた時、恐るべき事実気がつく。手にした食物が黄金に変わり、愛しむ娘に手を触れると、黄金へと変わってしまうからである。

「ミダスの呪い」に取り憑かれた社会とは、目的と手段を取り違えた「疎外された社会」である。人間は「生活する」ために「働く」ので、「働く」ために「生活する」のではない。「生活が第一」なのである。

「地域主権改革」ないしは「地方分権改革」を推進するということは、自己疎外を克服することにほかならない。それは「生活重視」の政策へと転換し、人間が本来追求する幸福を求める社会を実現することなのである。

前述した1993年の国会決議は、「地方公共団体の果たすべき役割に」寄せられている「国

民の強い期待」にこたえるためには、「国から地方への権限移譲」とともに、「地方税財源の充実強化」によって、「地方公共団体の自主性、自立性」を強化することが、「現下の急務」であると訴えている。「一括交付金」もこうした「地方税財源の充実強化」の着実なステップとならなければ意味がない。しかも、最終的には地方税に所得税と消費税という二つの基幹税が対等に国と地方に配分される租税体系を実現しなければ、真の「地方税財源の充実強化」には結びつかないことを忘れるべきではない。

著者略歴：

神野 直彦（じんの・なおひこ）

1946年埼玉県生まれ。東京大学経済学部卒業後、日産自動車を経て同大学大学院経済学研究科博士課程修了。大阪市立大学助教授、東京大学助教授、教授、関西学院大学・大学院教授等を経て、現在、地方財政審議会会長、地域主権戦略会議議員、東京大学名誉教授。

専攻は財政学・地方財政論。

著書に『「分かち合い」の経済学』（岩波書店）、『「希望の島」への改革 一分権型社会をつくる』（NHK出版）、『地域再生の経済学』（中央公論新社・2003年度石橋湛山賞受賞）、『財政学』（有斐閣・2003年租税資料館賞受賞）、『人間回復の経済学』『教育再生の条件』（岩波書店）、『財政のしくみがわかる本』（岩波ジュニア新書）等がある。